

1. 事業再編・再生

【1-(1) 企業の事業・組織再編】

企業の事業・組織再編は円滑に行われ、企業業績に効果をあげているか  
制度・政策はそれに寄与しているか

【1-(2) リストラから前向きな取組みへ】

企業のリストラから次の段階への前向きな動きは生じているか  
企業の前向きな取組みを後押しする有効な政策は何か

【1-(3) 事業再生】

早期着手と迅速処理による円滑な再生が実現しているか  
再生すべき企業と清算すべき企業が識別できているか、過剰供給構造の解消につながっているか

〈事業再編・再生の関連政策〉

○ 企業の事業・組織再編関連制度の整備

- 1997年 純粋持株会社解禁〔独占禁止法改正〕  
合併手続きの簡素化（簡易合併等）〔商法改正〕
- 1999年 株式移転・交換制度の導入〔商法改正〕  
産業活力再生特別措置法（課税の特例や商法の特例等、事業再構築への支援措置）
- 2001年 会社分割制度の導入〔商法改正〕  
企業組織再編税制（合併・分割などの税制上の扱い）の整備  
金庫株解禁（※. 自社株買いは94年に解禁（直ちに償却する場合））  
〔商法改正〕
- 2002年 連結納税制度の導入
- 2003年 産業活力再生特別措置法改正

○ コーポレート・ガバナンス関連制度の整備

- 1999年 財務諸表開示の連結ベースへの移行
- 2000年 金融商品に対する時価評価の導入
- 2001年 監査役制度の機能強化〔商法改正〕  
株主代表訴訟制度の改正〔商法改正〕

2002年 委員会制度（社外取締役を中心とする企業統治システム）の導入〔商  
法改正〕

○ 事業再生関連制度の整備

2000年 民事再生法施行  
2001年 私的整理ガイドライン〔私的整理に関するガイドライン研究会〕  
2002年 会社更生法改正  
企業・産業再生に関する基本指針〔産業再生・雇用対策戦略本部決定〕  
2003年 早期事業再生ガイドライン〔経済産業省〕  
産業再生機構創設

〈改革に対する評価・意見〉

【1-(1) 企業の事業・組織再編】

- ◆ 企業再編の関連施策は高く評価する（伊藤委員）
  - 会社分割など企業の再編がやりやすくなった。かつては営業譲渡すると譲渡益課税がかかってたまらないとの産業界の叫びがあったが、今はなくなった。NECエレクトロニクスのように、半導体を分社・上場してキャピタルゲインを入れ、結果、親会社のNECもキャッシュフローが回るようになって非常に良くなったという象徴的事例も生じている。
  - 分社化などはしやすくなったが、分社化した後うまくいくかどうかは、経営者の問題。分社化するとシナジー効果が薄れ、今度はグループの競争力が弱まるという二律背反的な問題に、日本の比較的大きな会社の経営者は直面している。
  - 純粋持株会社は、日本に根付いてうまくいくかどうかはわからない。純粋持株会社化すると現場と離れるが、そのときにどういう情報を得てどう意思決定をするのか、マネージできる経営者が日本にどれだけいるか。
- ◆ 企業再編のインフラはほぼ整った、連結納税制度の効果に注目（シェアード委員）
  - 持株会社が導入された時に革命的なことが起きるとの期待感を持ったが、当時は連結納税制度がないためにあまり使われなかった。2002年度に連結納税制度が導入され、来年には連結付加税の見直しとなる。企業の対応がどうなるのか注目したい。
- ◆ 企業関連の制度改正等により不良債権処理による失業の直接的増大はある程度回避（玄田委員）

- いわゆる不良債権処理による失業の直接的な増大は、制度改正などによってある程度回避されたのではないか。
- ◆ 事業再編をめぐる状況は変わってきているが、行われるべき再編はまだ十分進んでいない（金丸委員）
  - 事業再編やM & Aなどをめぐる状況は、従来日本企業は思い切った意思決定ができなかった頃とくらべれば、だいぶ変わってきてはいる。
  - しかし、IT分野で見ると、総合エレクトロニクス会社や総合コンピュータ会社など、世界でIBMがドラスティックな変化を要求されたように、真っ先に市場の変化を受けるべき業種がまだ受けていないことを見ると、まだこれからではないか。
- ◆ 企業の経営改革のための積極的なIT投資はまだあまり出てきていない（金丸委員）
  - 企業の経営改革とITはワンセットのもの。デルは、デル・モデルという新しいビジネス・モデルをつくった。フェデックスには6000人のIT部門がある。ウォルマートではIT関連の人員や経費は企業の戦略にかかる重要な機密情報として開示していない。
  - こうした積極的な経営改革のためのIT投資はまだあまり見られない。
    - ☞ 金融部門では、経営健全化計画の収益目標等の達成が優先されるため、ほとんど投資はされず、企業内の構造改革は進んでいない。
    - ☞ 流通業では、金融機関の管理下にある企業が多く、積極的な投資が打ちにくい。
    - ☞ 製造業は、一部の勝ち組が引っ張っているため、合計や平均で見ると見誤る。
- ◆ 成熟産業における再編の促進が課題（伊藤委員）
  - 例えば、資料に付したように、日立は積極的に再編を進めているが、それでも白モノ家電という極めて成熟した分野には手がついていない。白モノに7～8企業もあってやって行けるものではないが、皆どこかがやめるのを待ちながら業績を悪化させている。これは、民間・市場だけでは解決がつかず、1企業でできることを超えている。
  - 事業再編でハイテクなどでは収益があがっても、こうしたところを解決しないと連結では業績が上がらない。これを放置したままでは、グローバルに見て日本は弱くなる。
- ◆ 成熟産業の整理も民間の力で（香西座長）
  - 成熟産業でも合併が効果を上げた例もある。成熟産業の整理も、低迷部門を分社化で切り離し、さらに企業を超えた合併を進め、競争力の回復を図る必要がある。やはり民の力を中心とするしかない。

- 政策的にということであるとすれば、コーポレート・ガバナンスを強化して、金融市場からのプレッシャーを強めるということではないか。
- ◆ 事業再編の仕組みを使える経営人材が少ないという問題がある（伊藤委員、大久保委員）
  - 事業再編でいろいろ仕組みはでき、欧米流の再編もやりやすくなったが、それを担う人材がどうしても少ない。我々もビジネス・スクール等で企業家教育に取り組んでいるが、数の不足はどうしようもない。なかなか決め手はないが、例えば、スクール以外でも、企業などに報酬などのインセンティブを与えて鍛えてもらうなどしてはどうか。（伊藤委員）
  - 今、市場で事業再編・再生の人材のニーズが強いが、圧倒的に足りていない。それに関するノウハウを持っている外国の企業の方がうまく立ち回っていて、日本の弱さを痛感。（大久保委員）
- ◆ 金融システムの健全化が企業のダイナミックな再編を促す（シェアード委員）
  - 政府が経営再編のインフラを用意しても、金融システムが健全化していないと、経営者に市場から事業再編への圧力がかからない。日本の金融システムは、銀行が大きなウェイトを占めており、政府が預金を保護したままでは市場規律が働かない。また、不良債権処理により企業のバランスシートが健全化すれば、経営者が前向きになり、積極的な事業展開が出てくる。
  - デフレを脱却し、企業が整理・再編を進めやすいマクロ経済環境を整えるためにも、金融システムの健全化の解決が重要。
- ◆ コーポレート・ガバナンスの改革が業績を向上させるかの評価にはまだ時間が必要（伊藤委員）
  - 会社法を改正してコーポレート・ガバナンスを強めたと言っても、それが実際に機能するのか、まだ成果まで評価できる段階ではない。
  - 取締役会の改革などが効果があるかについては、研究によって結果はまちまち。
  - アドホックに見る限りでは、ガバナンス改革と業績に関係を見いだすのは難しい。
- ◆ 多様なコーポレート・ガバナンス形態間の競争が重要（香西座長）
  - コーポレート・ガバナンス関係の法整備は、監査役には、役に立たなければ委員会制度に移行ということになって、刺激になったのではないか。
  - コーポレート・ガバナンスの形態を一つに絞るより、選択と試行の可能性を開くことに意味がある。多様なコーポレート・ガバナンス形態が可能となり、制度間で競争が始まり、緊張が生まれる。

【1-(2) リストラから前向きな取組みへ】

- ◆ グローバルな視点からの企業税制改革を（伊藤委員、金丸委員）
  - グローバルという視点、国としての力を蓄えるにどうするかという視点が、「次の一手」を考える際には必要。（伊藤委員、金丸委員）
  - 税制はまだ課題がいっぱい残っている。国内だけを見れば、かつてより税制面の手当てはされてきているが、グローバル競争という視点を入れると課題が見えてくる。例えば、中国へ出た企業の国内回帰なども見られるが、デバイス型産業の人たちと話すと出てくるのは税制の問題。ソウル、上海、台北と日本の物価や税率を比較すると、日本の条件は悪い。（伊藤委員）
  - 当社の大株主は私を除いてドイツ人が多いので、1株あたり利益が重要だが、その際は税引き後利益で見ることになるので、法人税はボディプロウのように効いてくる。（金丸委員）
  
- ◆ 国際競争力の回復を構造改革後のゴールとして設定（金丸委員）
  - 構造改革をした後の像についてわかりやすいゴールが必要。私は、国際競争力の向上というのを、ゴールとして明確化すべきだと思う。例えば、国際競争力のランキングで上位に復帰することを目標にする。構造改革をしても韓国や中国といった競争相手に勝てないのでは意味がない。
  
- ◆ 日本はIT分野でも韓国や中国に遅れをとりつつある（金丸委員）
  - FTAのIT交渉で韓国に行った時に、日本からはIPv6（インターネット・プロトコル・バージョン6：インターネットの基盤となる通信プロトコル（コンピュータ同士の通信上の規約）の次世代バージョン）の共同開発を目玉として持ちかけたが、韓国に、中国からはIPv9の共同開発を提案されていると一蹴されて終わってしまった。
  - 私自身は、シリコン・バレーに行ってもそれほど劣等感を感じたことはないが、中国へ行ったときには日本のことを考えて暗い気分になった。
  
- ◆ 優秀な人的資源をIT分野に集中（金丸委員）
  - IT企業の育成という分野では、日本は、政策も民間の経営も間違ってきた。IBMに匹敵する企業を育てようと、総合エレクトロニクス会社と官民で取り組んできたが、結局ソフトでもハードでも勝てる企業は育っていない。
  - 図表1(1)-6でも、日本企業で収益が高いのは、ロームやキヤノンなど特定分野に経営資源を特化したところで、低いのはコンピュータも家電も半導体も何でもやる総合のところ。このことは、優秀な学生の多くがこうした企業群に行っているという

点で、雇用という観点からも、日本の国力という観点からも問題。政策的にできるかは微妙だが、早く何か手をうたないとダメージが大きい。

- 官から民への流れで新しい市場ができるときに、総合エレクトロニクスから若い人が転出し、新しい会社が出てくるかどうかの最後のチャンス。あと2～3年もすれば、中国では若者がIT分野に集中しており、勝てなくなる。
- ◆ 公正取引委員会や金融庁検査部門の強化でフェアな競争を（シェアード委員）
    - 日本の公正取引委員会は力が弱く、人員も少ないという評判がついている。金融庁の検査官や公取の人員は、1～2割増とかではなく、2～3倍に増やすべき。一夜にしてはできないだろうが、規制改革を進め、市場と競争が重要な役割を果たす経済社会を目指すなら必要なこと。
  - ◆ 経営者の育成と流動化の推進が課題（大久保委員）
    - 経営者の労働市場をどのようにつくるか。流動化させるためには、日本企業が内部育成型の経営者で構成するところからルールを変えることが必要。経営は失敗することもあるわけで、2～3回に1回成功すればペイするという社会構造に変えることも重要である。
    - 日本のターンアラウンドマネージャーは、欧米と比べて2桁少ない。数百人の規模でプロフェッショナル・スクールをやっても追いつかない。
  - ◆ エグゼクティブの流動性を高める（金丸委員）
    - 日本の会社のエグゼクティブたちの転職が少なく、流動性が低い。外資に出た一部の人たちだけで回っている。社会的価値観の転換の問題かもしれないが、例えばトヨタからホンダ、日産へなど、同じ業界内でのエグゼクティブの移動がもっと生じて、切磋琢磨するようにならないといけない。
  - ◆ 電子政府実現の最大のガンは政府の仕事の仕方そのもの（西村委員）
    - IT関連の施策が実態をよく把握しないで、ムード的に（いいかえればジャーナリストティックに）作られているきらいがある。
    - 電子政府実現の最大のガンは、中央・地方の政府の仕事の仕方そのものである。（日本経済新聞11月6日付経済教室参照）
  - ◆ 日本にはIT関連の政策を一元的に担うIT省がない（金丸委員）
    - 韓国や中国には情報通信省といった組織があり、IT関連の施策を一元的に担っているが、日本はそうっていない。

【１－(3) 事業再生】

- ◆ 企業再生のボトルネックは再建できる経営者の人材不足（伊藤委員）
  - 企業再生ファンドが増えているが、問題は日本には再建できる経営者がまだ少ないこと。
  
- ◆ 公的資金を投入して産業再生と不良債権処理の一体的解決を（シェアード委員）
  - 企業・雇用はそこだけ改革しても、金融システム問題が解決しないと改革効果は十分に現れない。金融・企業・雇用をセットで考える必要がある。
  - 「骨太の方針」では、構造改革の第一歩として不良債権処理が挙げられ、その診断・処方箋に異存はなかった。問題は、その後それに沿って実施されているか。実際にはペイオフが延期されており、これは金融システムが回復していないことを端的に示す証拠。「新規３年・既存２年」といった原則通り進んでいるか、検証が必要。
  - 不良債権問題を解決するためには積極的に公的資金を投入すべき。現在は金融危機がないと公的資金は投入されない一方で、ペイオフ延期により金融危機が表面化しないようになっており、結局公的資金が出せない矛盾した仕組みになっている。その点、５月のりそなへの公的資金注入は高く評価しており、十分な自己資本が与えられれば企業・金融の一体再生に有効に使われるというモデルケースである。
  
- ◆ 個別企業の再生を超えて事業の一括再生を（西村委員）
  - 事業再生では、全ての事業が必ず再生に成功するわけではなく、本当は確率の世界。個別企業の再生に細かく分けて、失敗してはいけないというやり方は行き過ぎである。本来は、不良債権を一まとめにした一括再生を、例えば産業再生機構が行うことが可能な仕組みをつくるべきであった。
  - スウェーデンのセキュラムのような形で、銀行の不良債権をまとめて引き取って、一括して再生していくという仕組みがとれば良かった。

データで検証：事業再生の7つのポイント

【1-(1) 企業の事業・組織再編】

ポイント①

企業関連制度の改革は効果を上げている

企業の事業・組織再編に関する制度の整備が進んだことにより、企業が再編を行いやすくなり、実際にも、こうした制度を活用した再編が進んでいる。

事業再編を行った企業は、収益率の改善や高い生産性などを示している。

ポイント②

ただし海外の競争相手と比べると日本企業の収益力はまだ弱い

依然として日米の収益率（ROA）には差があり、日本のIT関連企業の利益率も海外の競争相手と比べると低い。

【1-(2) リストラから前向きな取組みへ】

ポイント③

リストラはまだ道半ばであるが、前向きな動きも生じている

90年代後半からのリストラはまだ道半ばであるが、一応のピークは超えたと見られる。設備投資の回復や新規求人数の増加など、前向きな動きも出てきている。

企業のリストラ努力により収益構造は改善し、売上高減少の中で増益が実現しており、今後売上が伸びれば、利益が大きく増える環境が整ってきた。

ポイント④

前向きな動きを後押しする設備投資減税や研究開発減税を実施

2003年度税制改正における設備投資減税や研究開発減税は、企業の前向きな取組みを後押しするとして評価されている。

【1-(3) 事業再生】

ポイント⑤

官民ともに事業再生に向けて動き出している

産業再生機構が活動を開始し、民間の企業再生ファンドの投資枠も1兆円を突破。

ポイント⑥

民事再生法の活用が拡大し処理も迅速化。一層の早期再生が課題

民事再生法は事業再生手続として活用が拡大、処理期間も迅速化。ただし早期再生への一層の取組みにより社会的コストを減らす余地はまだ残っている。

ポイント⑦

個人保証による倒産の経済負担は大きく、見直しが必要

個人保証による倒産の経済負担の大きさは会社の整理・再建への早期着手を躊躇わせる一因。



事業再編・再生 ポイント

企業関連制度の改革は効果を上げている

企業の事業・組織再編に関する制度の整備が進んだことにより、企業が再編を行いやすくなり、実際にも、こうした制度を活用した再編が進んでいる。

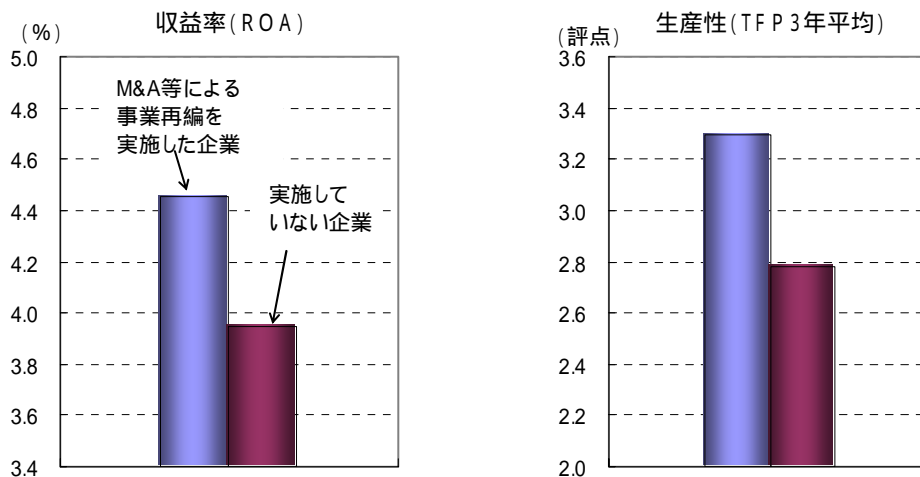
事業再編を行った企業は、収益率の改善や高い生産性などを示している。

図表 1(1)-1 制度の整備を受けて企業の事業・組織再編が活発化

- 企業の合併 買収等 (M & A) が、5年間で約 2.5 倍に〔1997 年 1109 件 2002 年 2744 件〕
- 株式交換は 1999 年の制度導入以来活用が増加〔1999 年 16 件 2002 年 65 件〕
- 会社分割制度も 2001 年度の導入以来活発に活用〔2001 年度 538 件、2002 年度 650 件〕

(備考) 1. M&A 件数および株式交換件数は、レコフ「M & A データブック」より (グループ内 M&A を含むベース)  
2. 会社分割件数は、東京商工リサーチ「会社分割制度利用状況調査」より

図表 1(1)-2 M&A 等による事業再編を行った企業は高い収益率や生産性を示している

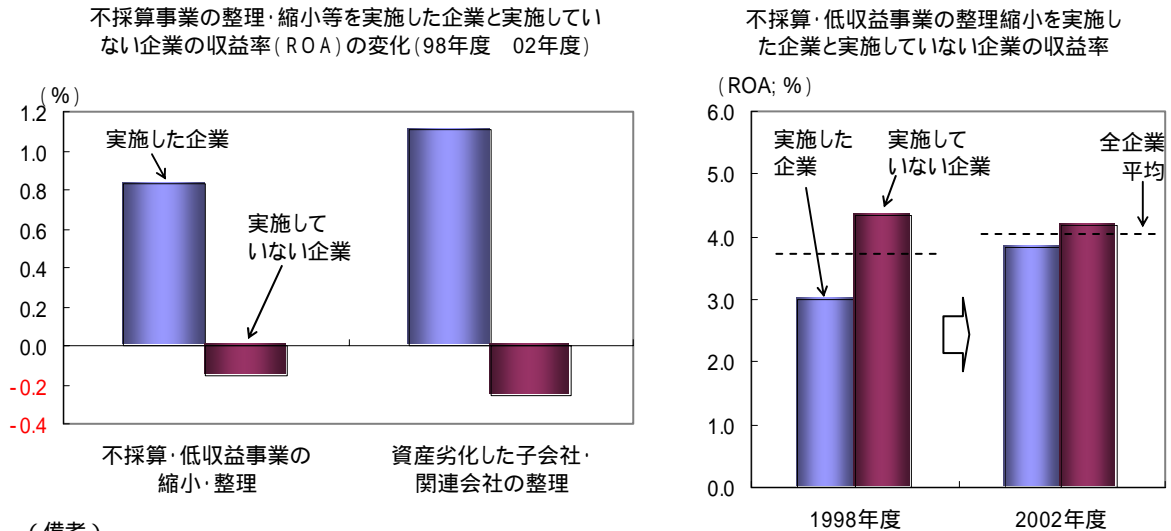


(備考)

1. 内閣府「平成 14 年企業行動に関するアンケート調査」、日経 NEEDS、早稲田大学ファイナンス研究所・ニッセイ基礎研究所・日本経済新聞社「コーポレート・ガバナンス評価システム (プロトタイプ 6 月版)」のデータを用いて内閣府が作成
2. 「平成 14 年企業行動に関するアンケート調査」において過去 5 年間に M&A や持株会社化を通じた事業再編を行ったと答えた企業と行っていないと答えた企業の比較 (分析は個別企業が識別されない形で実施)
3. ROA は日経 NEEDS による (連結ベース、2002 年度)。TFP は「コーポレート・ガバナンス評価システム」による評点 (東証 1 部上場企業を値の大きい企業から 5 分位より 5 点 ~ 1 点の点をつけたもの、単体ベース)

図表 1(1)-3 不採算事業の整理縮小等を行った企業の収益率は上昇

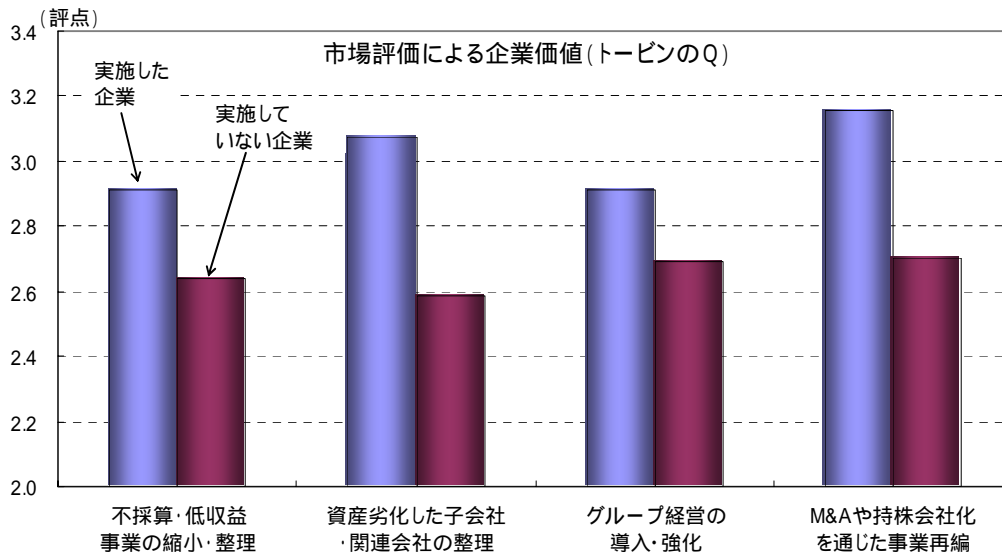
— 02年度には平均的水準まで回復してきている —



(備考)

1. 内閣府「平成14年企業行動に関するアンケート調査」、日経NEEDSのデータを用いて内閣府が作成
2. 「平成14年企業行動に関するアンケート調査」において過去5年間に不採算・低収益事業の縮小・整理等を行ったと答えた企業と行っていないと答えた企業のROA(日経NEEDによる連結ベースの値)の比較(分析は個別企業が識別されない形で実施)

図表 1(1)-4 企業の事業再構築の取組みを市場も評価



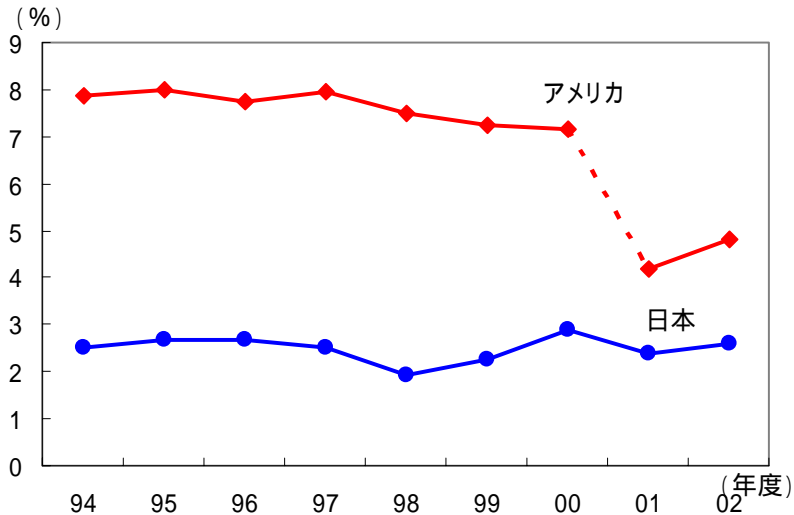
(備考)

1. 内閣府「平成14年企業行動に関するアンケート調査」、早稲田大学ファイナンス研究所・ニッセイ基礎研究所・日本経済新聞社「コーポレート・ガバナンス評価システム(プロトタイプ6月版)」のデータを用いて内閣府作成
2. トーピンのQ = (株式時価総額 + 負債総額) / 企業の資産総額
3. 「平成14年企業行動に関するアンケート調査」において過去5年間に当該取組みを行ったと答えた企業と行っていないと答えた企業のトーピンのQの評点(東証1部上場企業にトーピンのQの大きい順に5分位により5点～1点の点を付与したもの。「コーポレート・ガバナンス評価システム」による)を比較(分析は個別企業が識別されない形で実施)

事業再編・再生 ポイント

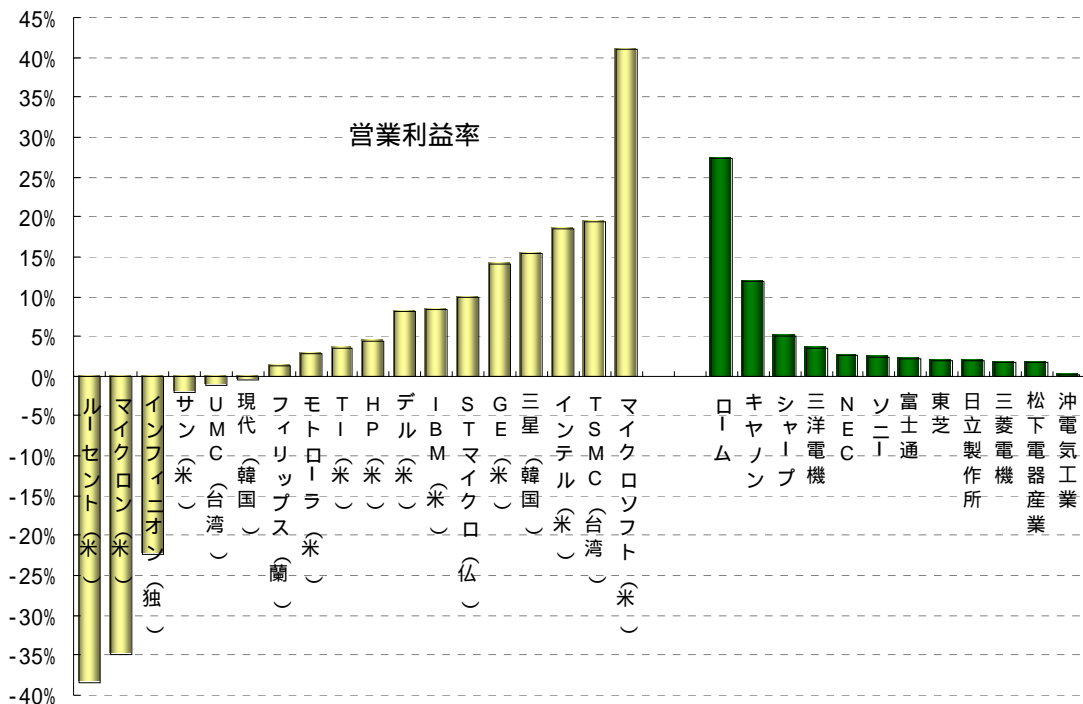
ただし、海外の競争相手と比べると、日本企業の収益力はまだ弱い  
 日本の収益率（ROA）はアメリカと比べると依然低く、日本のIT関連企業の利益率も海外の競争相手と比べると低い

図表 1(1)-5 日本の収益率（ROA）はアメリカと比べると依然低い



- (備考) 1. 財務省「法人企業統計」、アメリカ商務省 "Quarterly Financial Report for Manufacturing, Mining and Trade Corporation" より作成。QFRは2000年に産業分類や調査対象企業の基準を一部変更しているためデータは不連続  
 2. 総資産営業利益率

図表 1(1)-6 日本のIT関連企業の利益率は海外の競争相手と比べ低い



- (備考) 1. Bloomberg、日経 NEEDS より作成  
 2. 2003年10月24日現在で利用可能な直近の会計年度の数値

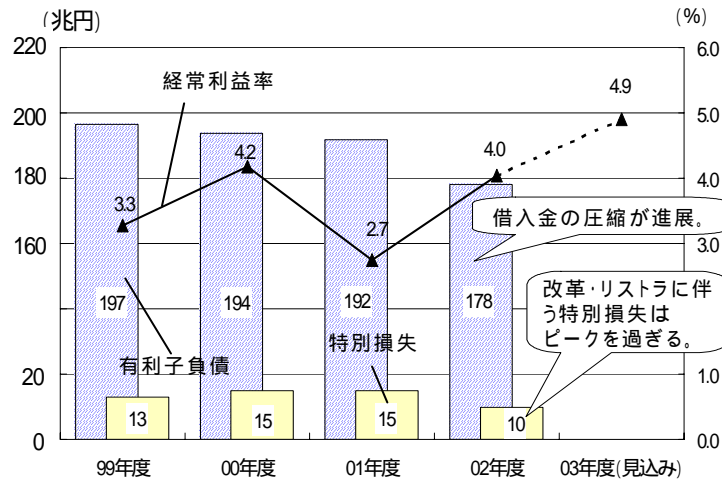
事業再編・再生 ポイント

リストラはまだ道半ばであるが、前向きの動きも生じている

リストラに伴う特別損失などの動きを見ると、90年代後半からのリストラはまだ道半ばであるが、一応のピークは超えたと見られる。設備投資の回復や新規求人数の増加など、前向きの動きも出てきている。

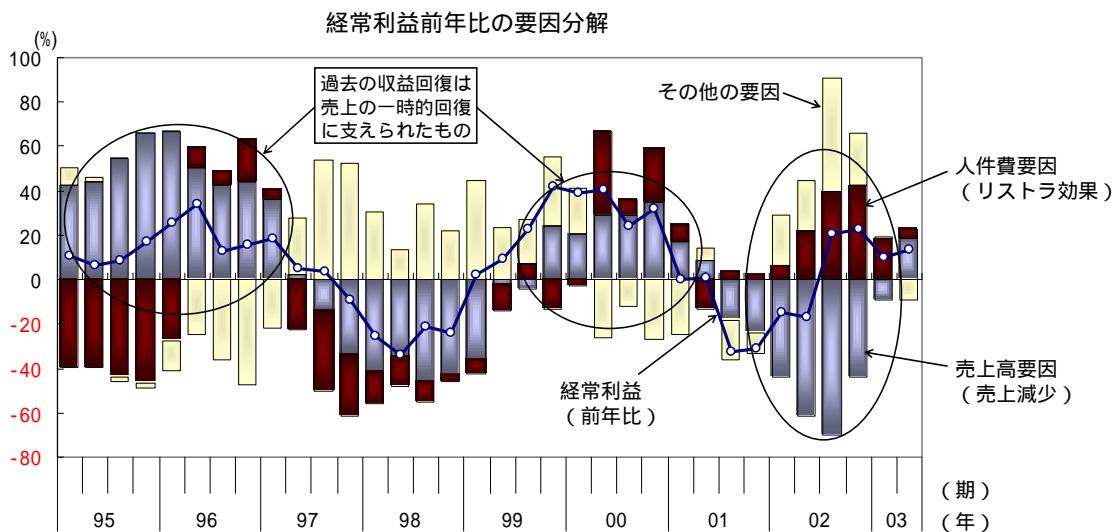
企業のリストラ努力により収益構造は改善し、売上高減少の中で増益が実現しており、今後売上が伸びれば、利益が大きく増える環境が整ってきた。

図表 1(2)-1 企業のリストラは当面のピークを超える



(備考) 1. 経済産業省資料より引用  
2. 東証1部上場企業 1236社(金融・保険を除く)、03年度は会社公表値

図表 1(2)-2 企業は売上高減少の中で増益を実現

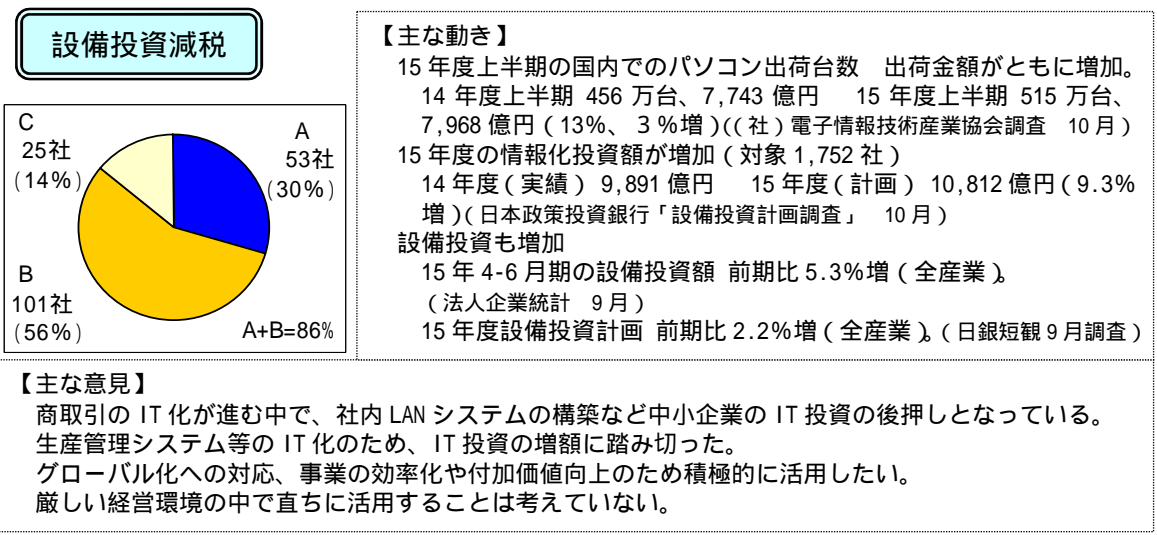
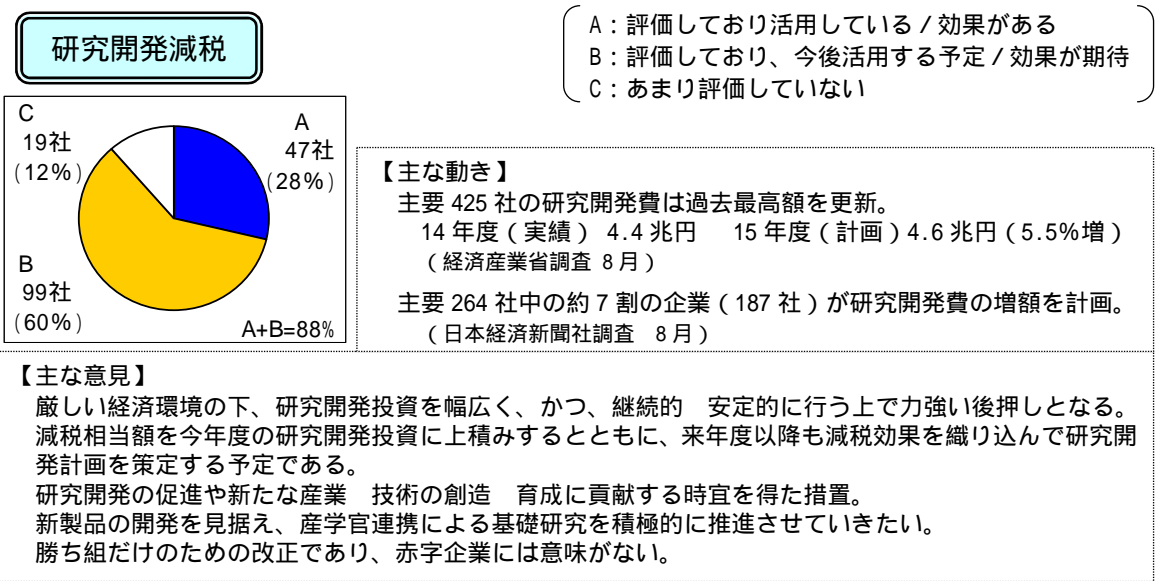


(備考) 1. 財務省「法人企業統計」より作成  
2. その他の要因には、売上原価要因、販売管理費要因、減価償却費要因等が含まれる

事業再編・再生 ポイント

前向きな動きを後押しする設備投資減税や研究開発減税を実施  
 2003 年度税制改正における設備投資減税や研究開発減税は、企業の前向きな取り組みを後押しするとして評価されている。

図表 1(2)-3 8割以上の企業が企業関連税制の2003年度改正を高く評価



（備考） 1．財務省「平成 15 年度税制改正事項の活用等に関する調査（2003 年 11 月改訂版）」より引用  
 2．財務省による個別企業等に対するヒアリング結果

事業再編・再生 ポイント

官民ともに事業再生に向けて動き出している  
産業再生機構が活動を開始し、民間の企業再生ファンドの投資枠も1兆円を突破。

図表 1(3)-1 株式会社産業再生機構が活動開始

債権者間の利害調整が困難である等の事由で民間だけでは解決が困難な再生可能性のある案件に関し、債権の集約化を促し、中立的な調整者として企業の再生を加速。

金融機関において「要管理先」等に分類されている企業のうち、メインバンク 企業間で再建計画が合意されつつある等により当該機構が再生可能と判断する企業の債権を、企業の再生を念頭においた適正な時価で、原則として非メインの金融機関から買い取る。機構とメインバンクで企業の債権の相当部分を保有し、強力に企業のリストラ 経営再建を推進する。

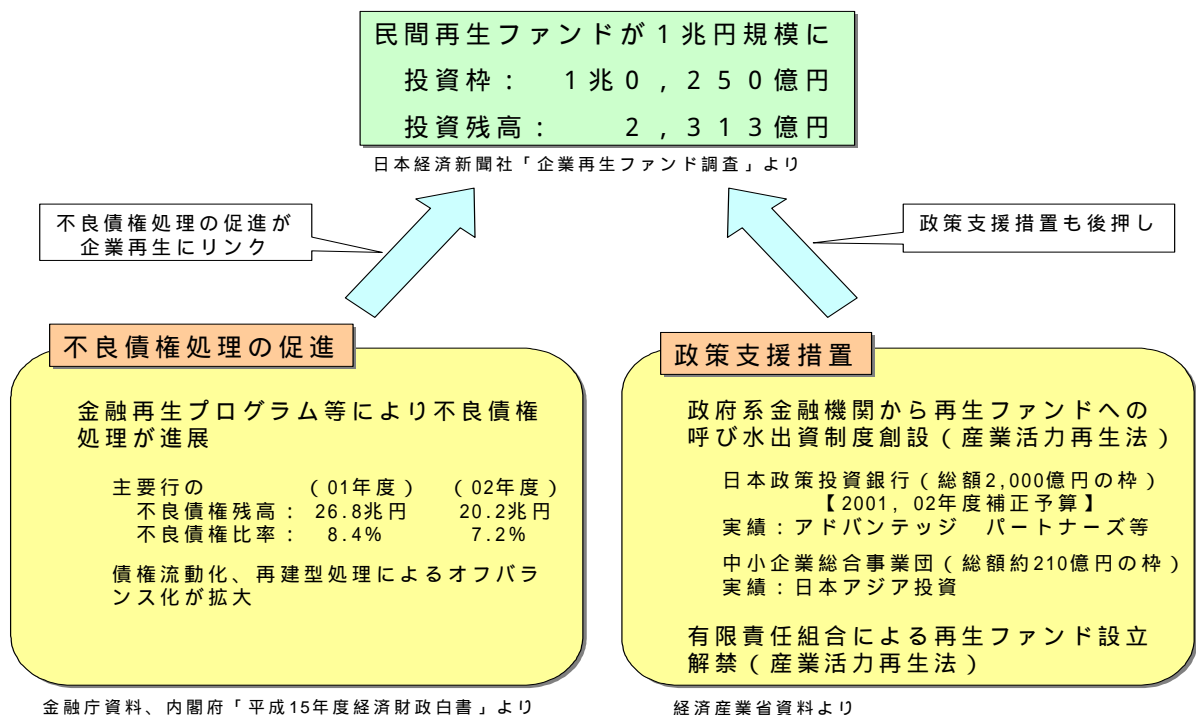
存続期間は原則5年。

2003年4月 設立

これまでの支援決定案件 8件(10月31日現在)

九州産業交通, ダイヤ建設, うすい百貨店, マツヤデンキ, 明成商会, 津松菱, 三井鉱山, 八神商事

図表 1(3)-2 民間の企業再生ファンドの投資枠が1兆円を突破



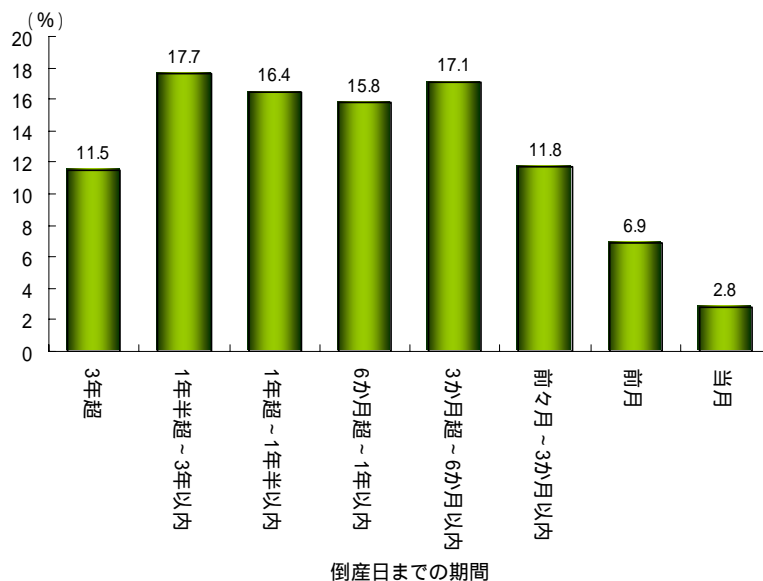
事業再編・再生 ポイント

民事再生法の活用が拡大し処理も迅速化。一層の早期再生が課題  
 民事再生法は事業再生手続として中小企業を中心に活用が拡大し、処理期間も迅速化している。  
 ただし、倒産企業の経営者の半数近くが1年以上前に倒産の危機を察知しており、再生への早期着手への一層の取組みにより処理コストを減らす余地はまだ残っている。

図表 1(3)-3 民事再生法は和議法と比べ活用が拡大し、処理期間も短縮化

|        | 和議法<br>(最高裁判所調べ)  | 民事再生法<br>(帝国データバンク調べ)  |
|--------|---|--|
| 活用件数   | 認可件数<br>1999年 175件<br>2000年 116件  | 申請件数<br>2000～2002年度(法施行後3年間) 2648件<br>(他の倒産手続からの移行を含めると2771件)<br>… 倒産全体の4.6%(件数)、33.4%(負債総額) |
| 平均処理期間 | 申請～認可：<br>1999年 10.6カ月<br>2000年 11.2カ月<br><br>(参考) 会社更生法(改正前)<br>手続開始～認可：2年2.4カ月<br>(経済産業省調べ) | 申請～認可：<br>2000～2002年度 247.8日(8.1カ月)<br>申請～開始決定：32.6日<br>開始決定～認可：215.2日                       |

図表 1(3)-4 倒産の危機を感じた時期 — 半数近くが1年以上前に危機を感知 —

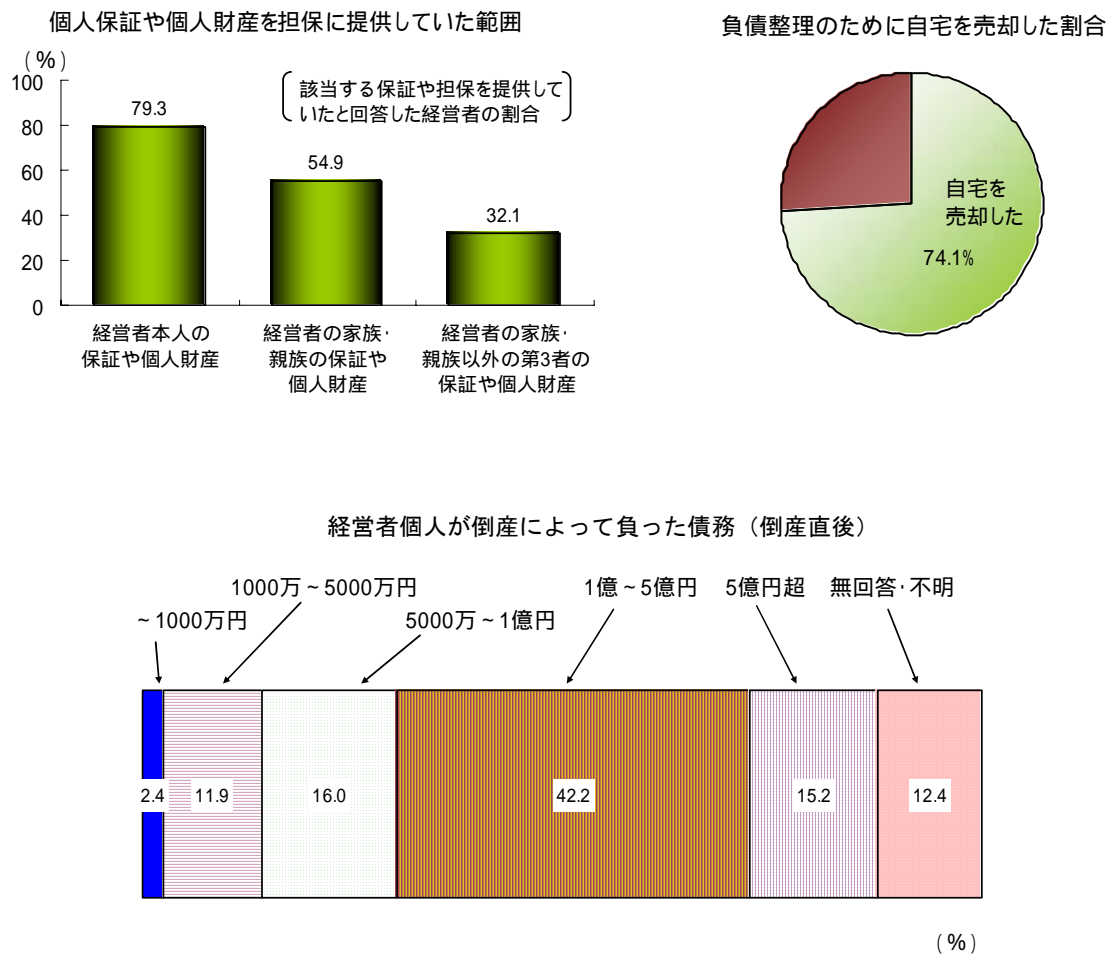


(備考) 1. 中小企業庁「2003年版中小企業白書」より引用  
 2. 資料：(社)中小企業研究所「事業再挑戦に関する実態調査」(2002年)

事業再編・再生 ポイント

個人保証による倒産時の経済的負担は大きく、見直しが必要  
 中小企業経営者の約 8 割は経営者本人の個人保証や個人財産を担保に提供している。  
 個人保証による経済的負担の大きさが会社の整理・再建への早期着手を躊躇わせる一  
 因となっていると考えられる。

図表 1(3)-5 個人保証による倒産の経済的負担の大きさも早期着手を躊躇わせる要因



(備考) 1. 中小企業庁「2003年版中小企業白書」より引用  
 2. 資料:(社)中小企業研究所「事業再挑戦に関する実態調査」(2002年)